

身障者等用駐車場利用基準

次の(1)、(2)いずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

(1) 歩行困難かつ身体障害者で下記等級に該当する方・・・身体障害者手帳で確認

区分		等級
視覚障害		4級以上
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	4級以上
	呼吸器機能障害	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	4級以上
	小腸機能障害	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
	肝臓機能障害	4級以上

(2) 歩行困難な方でかつ(1)以外の対象となる方・・・各手帳等で確認

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」および「㊤」
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	一般特定疾患医療受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方